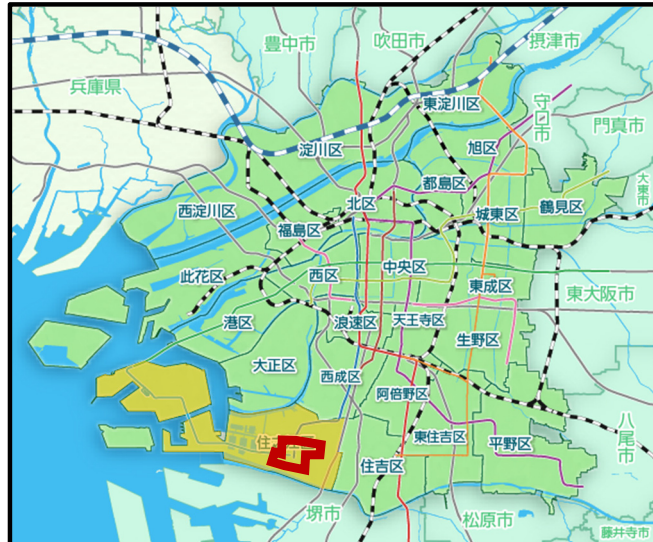


■地区の概要

住之江公園地区には、(四つ橋線)住之江公園駅と(南港ポートタウン線)住之江公園駅の2駅が立地しており、一日平均利用者数は約3.1万人となっています。

地区内には、住之江競艇場、住之江公園と大きな施設が立地しており、多くの利用者が来訪しています。また、駅前には、バスターミナル・店舗・スポーツ施設・多目的ホール・ホテル等を備えた複合ターミナルビル「オスカードリーム」が立地しています。その他、住之江区役所や住之江警察署等の官公庁等施設や、住之江図書館等の教育・文化施設、住之江区老人福祉センターや市立敷津浦学園等の医療・福祉施設等が立地しています。



■地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

住之江公園地区は、住之江公園という大きな公園が立地しており、四季を通じて、多くの市民に利用されています。これまで、基本構想の「緑溢れ、誰もが安全で快適な移動ができるまち、住之江」を地区の基本理念として、駅舎内では、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や乗り換え経路のエレベーターの整備、ホームの安全対策、トイレの多機能化が進められてきました。また、主要な経路において、立体横断施設のエレベーターの整備、歩道における視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、音響信号機の設置等が進められてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

(2) 現状の主な課題

① 駅舎に関する事項

- これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること
 - ・移動経路のわかりやすい案内誘導／・券売機・精算機の構造(設置高さ等)
- 社会状況の変化等に応じた取組に関すること
 - ・エレベーターの増設(バリアフリールートの複数化)、大型化

② 道路・交差点に関する事項

- これまでの取組内容の充実や継続した取組に関すること
 - ・車道と歩道の縁石の段差の解消、歩道の勾配の見直し／・生活関連経路における誘導用ブロックの敷設箇所の追加／・立体横断施設のエレベーターの増設、わかりやすい案内誘導、誘導ブロックの敷設／・音響信号機の音の大きさや配置の見直し／・バスターミナルのわかりやすい案内誘導、車いすスペースの創出／・放置自転車の撤去

(3) 地区のバリアフリー化方針

方針Ⅰ 駅等施設におけるバリアフリー化の推進

・車いす使用者、視覚障がい者、高齢者等のすべての人にとって、利用しやすくなるように、駅やバスターミナル施設のバリアフリー整備・充実を図ります。

方針Ⅱ 安全で安心して移動できる経路の確保・充実

・駅から生活関連施設まで安全で、かつ円滑に移動できるように、生活関連経路や立体横断施設のバリアフリー整備・充実を図ります。

■地区における重点整備地区の区域設定

住之江公園地区では、以下の考え方に基づいて、面積約137haの区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500m圏の範囲

(2) 高齢者・障がい者等をはじめ多くの人々が利用する施設を含む範囲

■生活関連施設設定

生活関連施設の設定の考え方については、次のとおりとします。

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設

区 分	種 類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナル など)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局 など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館 など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設 など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗 など
宿泊施設	大規模ホテル など
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設 など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社 など)

■生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、次のとおりとします。

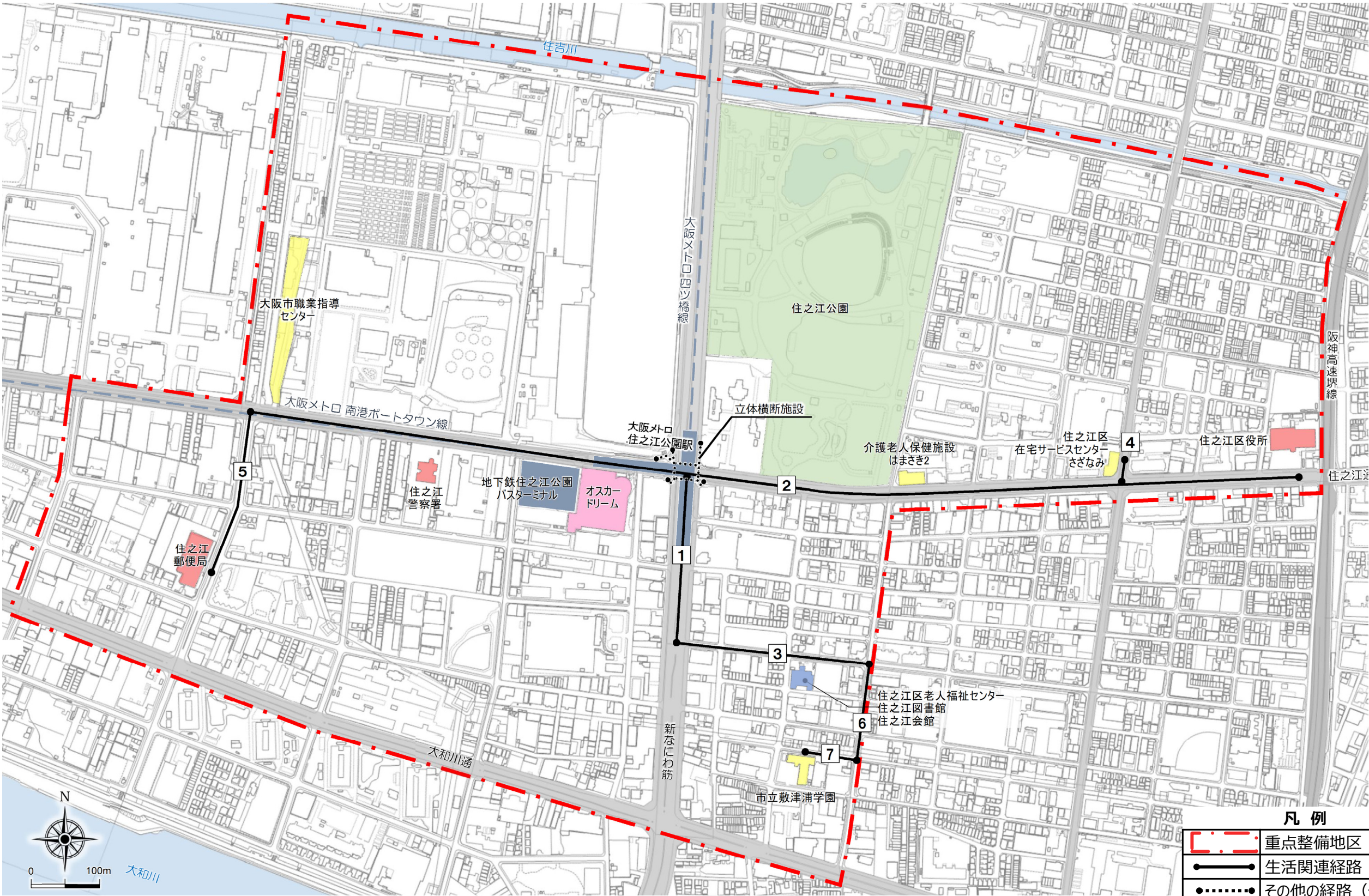
なお、「駅から周辺的生活関連施設の入り口までの優先的に整備する1経路」を選定することを基本とします。

(1) 生活関連経路

この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

① 駅から周辺的生活関連施設(官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など)の入り口までの経路

■地区における生活関連施設・経路図および主な整備内容



生活関連施設一覧					
旅客施設		大阪メトロ四ツ橋線ニュートラム	医療・福祉施設	福祉施設	大阪市職業指導センター
		住之江公園駅			住之江区老人福祉センター
官公庁等施設	官公庁等設	地下鉄住之江公園バスターミナル			住之江区在宅サービスセンターさざなみ
		住之江区役所			介護老人保健施設はまさき2
		住之江警察署			市立敷津浦学園
教育・文化施設	郵便局、銀行	住之江郵便局	商業施設		オスカードリーム
		住之江図書館			住之江公園
	文化施設	住之江会館	公園・運動施設	公園	

生活関連経路の路線名	
1	大阪臨海線(新なにわ筋)
2	浜口南港線(住之江通)
3	住之江区第2466号線
4	住之江区第2580号線
5	住之江区第8915号線
6	住之江区第2575号線
7	住之江区第617号線

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	その他の経路(デッキ)
	JR
	私鉄(地上)
	私鉄(地下)
生活関連施設(施設別)	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業、宿泊施設
	その他の施設

■整備等の内容

【鉄道施設】

■駅舎別の内容

四つ橋線住之江公園駅(OsakaMetro)

整備等の内容	区分	整備時期
エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる音案内設備の設置	○	－
エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音案内設備の設置	●	前期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる音案内装置の設置	●	後期
駅舎内における移動経路の案内表示の改善	●	後期
移動等円滑化のための主要な設備（階段とスロープを併用している箇所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置を検討	●	後期
券売機の手椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
車両とホームとの隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備	●	前期
ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	●	令和6年度

南港ポートタウン線住之江公園駅(OsakaMetro)

整備等の内容	区分	整備時期
ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる音案内装置の設置	●	後期
移動等円滑化のための主要な設備（階段とスロープを併用している箇所）の付近への案内用図記号（ピクトグラム）の設置を検討	●	後期
異常時に改札付近等における情報の提供としてサービス情報表示器を設置	●	令和5年度
券売機の手椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	○	－
車両とホームとの隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	○	－

■駅舎共通の内容

整備等の内容	区分
車両とホームとの隙間・段差に渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	継続実施
ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	継続実施
異常時における障がい特性に応じた情報提供の手法の検討	継続実施
障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	継続実施

(参考):駅舎の整備等の方針(抜粋)

- ・券売機や精算機の構造や仕様の検討(協議会で事例共有等を行うなど継続的に検討)
- ・バリアフリー経路の複数化の検討
- ・エレベーターの大型化等の検討
- ・バリアフリースイレへの大型ベッドの設置の検討
- ・バリアフリースイレの機能分散化やオールジェンダースイレの設置の検討(協議会で事例共有等を行うなど継続的に検討)

【バス車両及びタクシー車両】

■バス車両

市内路線バス車両

整備等の内容	区分
ノンステップバスの導入	○
障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記号(ピクトグラム)の表示	○

空港アクセスバス

整備等の内容	区分
リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の検討	○

■タクシー車両

整備等の内容	区分
ユニバーサルデザインタクシーの導入	○

【道路・交差点】

■道路

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
歩道の有効幅員の確保、段差解消、勾配の改善などの実施 ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	住之江区第2466号線 住之江区第2575号線 住之江区第617号線	●	後期
視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	大阪臨海線(新なにわ筋)	●	前期
音響信号機の押しボタンが操作できる位置までの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を検討		○	－
歩道橋におけるエレベーターの設置の検討	住之江公園歩道橋北東角	●	前期

整備等の内容	路線名	区分	整備時期
歩道橋における視覚障がい者用誘導ブロックの敷設	住之江公園歩道橋	○	－
歩道橋におけるわかりやすい案内・誘導の検討	住之江公園歩道橋	○	－

■歩道上障害物

整備等の内容	区分
現行の「大阪市自転車等の駐車に適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施	継続実施
商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進	継続実施

■違法駐車対策

整備等の内容	区分
移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化 歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化	継続実施

■その他

整備等の内容	区分	整備時期
住之江公園バスターミナルにおける路線図、時刻表等の案内表示のわかりやすさ、見やすさの改善の検討	○	－

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●:バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期:令和12(2030)年までに整備
後期:令和17(2035)年までに整備
(検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの)
※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

■整備等の内容

【心のバリアフリー】

■教育啓発事業の取組内容

整備等の内容	区分	関係者
一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●又は○	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者
職員への研修・教育の実施	●又は○	大阪市 鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会 タクシーセンター
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	●	大阪市
	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●又は○	大阪市 バス事業者

■整備区分

整備区分	整備等の内容
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業(主にソフト的な事業)

※特定事業●：バリアフリー法第2条に基づく、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業

■整備時期

前期：令和12(2030)年までに整備

後期：令和17(2035)年までに整備

（検討に時間を要するもの、構造の変更に伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの）

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。